

家畜市場業務規程

第 1 章 総 則

(遵守義務)

第 1 条 市場の運営を適正かつ円滑に行うため、販売者及び購買者を含む家畜取引に関わる全ての当事者(市場参加者を含む。)は、この家畜市場業務規程を遵守しなければならない。なお、本規程においては、販売(上場)申込者、上場者、落札による売渡当事者を総称して「販売者」という。

(家畜市場の位置)

第 2 条 一般社団法人日本競走馬協会(以下「開設者」という。)は、北海道苫小牧市美沢 114-7 ノーザンホースパーク内において、家畜市場(以下「市場」という。)を開設する。

- 2 開設者の事務所は、下記住所地に置くものとし、なお市場開催中の事務所は、市場内に設ける。
- 東京事務所 東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル
- 北海道事務所 北海道沙流郡日高町富川東 3-3-1
- 株式会社サラブレッド・ブリーダーズ・クラブ内

(取り扱う家畜の種類)

第 3 条 市場において取り扱う家畜は、国内において生産されたサラブレッド当歳馬及び 1 歳馬とする。

(上場家畜)

第 4 条 市場に上場する家畜(以下「馬」という。)については、第 17 条第 6 項に定める瑕疵のうち同条に従って公表されなかったものを除き、開設者又は販売者による何らの保証もなく現状有姿のままで上場されるものとする。

- 2 購買者は、購入しようとする馬のうち 1 歳馬に限って、開設者所定の手続に従い、市場内のレポジトリ施設又は開設者のウェブサイト上のオンラインレポジトリにおいて四肢レントゲン写真及び上部気道内視鏡動画を閲覧することができる。

(開場の期日)

第 5 条 開場の期日は、理事会で決定し、北海道知事に届け出て公表した日とする。

(開場の時間)

第 6 条 開場の時間は、午前 8 時から午後 6 時までとする。但し、開場時間内に馬の取引が終了しないときはこれを延長することができる。

(馬の繋留等)

第 7 条 馬は市場内にある家畜診療所に配置された獣医師により家畜伝染病予防法第 2 条の家畜伝染病に罹患していないと診断されたものでなければ市場に繋留し、又は上場することができない。

- 2 馬は、開設者の指示に従い、開設者の指定する場所に繋留しなければならない。
- 3 家畜伝染病予防法第 2 条の家畜伝染病以外の疾病又は悪癖のため他に危害を及ぼすおそれがあると認められる馬について、開設者から入場の拒絶又は隔離もしくは移動制限の要求がなされたときは、当該馬の管理者はこれに従わなければならない。

(獣医師による検査を受ける場合の手続)

第 8 条 家畜取引の当事者は、市場開催日において市場に配置された獣医師にその馬が疾病にかかっているかどうかの検査を求めることができる。但し、かかる検査費用は原則として検査を求める当事者が負担する。

- 2 家畜取引の当事者が、前項の検査を求める場合には、事前に開設者にその旨申し出るものとする。

(せり会場における馬の事故責任)

第 9 条 開設者は、せりの開催期間中及びその前後の入厩期間中に、せり会場内及び関連施設内において馬に関連して生じたいかなる事故についても法的責任を負わない。

第 2 章 家畜取引の方法及び手続

(取引の方法)

第 10 条 市場における馬の取引は売買により行い、その売買はせり売りの方法によって行う。

(せり売りの方法)

第 11 条 馬は開設者の定める順序により、1 頭ずつせり場に上場する。

2 せりの方法はせり上げを原則とし、事情によってはせり下げの場合もある。せり上げは 10 万円の整数倍で行うものとする。

3 開設者が必要と認めた場合にあっては、実馬のせり場への上場に代えて当該馬の動画の映写により市場への上場とみなすことができるものとする。開設者がかかる上場方法を実施しようとするときは、事前にその実施の旨及び実施内容を公表するものとする。

4 開設者が必要と認めた場合にあっては、購買者は電話又はオンラインによるせり参加ができるものとする。開設者がかかるせり参加方法を実施しようとするときは、事前にその実施の旨及び実施内容を公表するものとする。

(再せり売り)

第 12 条 販売者は、上場した馬につきせり落とし人が決定しなかったときは、その馬を再上場することができる。

2 前項の規定により再上場しようとする者は、直ちにその旨を開設者に申し出るものとする。

3 再せり売りは、開設者の定める順に行うものとする。

(販売者及び販売申込)

第 13 条 販売者は当該馬の所有者であることを要する。

2 販売者は、オンラインの方法により（但し、例外的に開設者が別途指定し又は特に認めた場合は開設者所定の書面によることができる。）、販売申込者兼所有者の住所、氏名（名称）、適格請求書発行事業者登録番号（但し、免税事業者を除く。）、当該馬の性別、毛色、生年月日、血統、悪癖、疾病及び手術歴並びに生産牧場及び飼養者等を記入して販売の申し込みを行うものとし（オンラインの方法により送信され、又は開設者が指定もしくは特に認めた書面による販売申込を総称して、以下「販売申込書」という。）、加えて当該馬の血統を証明する書類を開設者に提出するものとする。

3 当該馬が共同所有にかかる場合の販売申込は、共有者全員（以下「共有者ら」ということがある。）を代表する者（以下「共有代表者」という。）を通じてこれを行うものとし、前項に定める販売申込書及び血統を証明する書類のほか、開設者所定の書式による共有者名簿及び他の共有者らから共有代表者に対する委任状を開設者に提出するものとする。

4 当歳馬の販売申込については、これを国内居住者のみの所有（共有を含む。）にかかる馬であって、かつ、種付料の支払いが完了しているものに限定する。また、当歳馬の販売申込手続に際して開設者が必要と判断する場合には、販売申込者に対し売買契約書など当該馬の所有者を証明する書類を開設者が定める期日までに提出するよう求めることができる。開設者がかかる書類の提出を求めたにもかかわらず、当該販売申込者においてその提出を期日までに行わず又は書類を提出するも開設者において当該馬の所有者を証明するに足りないものと判断した場合には、当該馬の販売申込はこれを受け付けない。

5 血統を証明する書類は、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルが交付する血統登録証明書とする。但し、当歳馬及び 1 歳馬については、次によるものとする。

(1) 当歳市場

① 血統を証明する書類のない場合は、血統登録証明書の提出を猶予し、血統の証明は販売者の申告に基づくものとする。この場合でも、販売者は血統登録証明書が交付され次第速やかにこれを開設者に提出するものとする。

② 販売者は、販売申込に際して当該馬の種付証明書（写）及び母馬の繁殖登録証明書（写）を開設者に提出するものとする。

(2) 1 歳市場

販売者は、当該市場への申込時において当該馬の血統登録証明書を開設者に提出するものとする。但し、未だ公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルより血統登録証明書の交付を受けていない販売者が、開設者が別途指定する販売申込締切日までに、同公益財団法人に対して当該馬の血統登録申請をすでに提出していることを証した場合は、その提出を猶予することがある。かかる場合における血統の証明は、販売者の申告に基づいて行うものとする。販売者は、後日血統登録証明書の交付を受け次第これを開設者に提出するものとする。

- 6 前項 (1) 及び (2) に関し、取引成立後において血統の申告内容に相違あることが判明した場合又は血液型検定もしくは DNA 型検定で親子関係が否定された場合は、販売者の責任において一切を処理するものとする。また、販売申込書の記載内容に誤りがあった場合についても、販売者はそれにより生ずる一切の責任を負うものとする。
- 7 市場開催日前日までに 1 歳上場馬の血統登録証明書が開設者に提出されていない場合であって開設者が特に必要と判断する場合、開設者は当該馬の上場を拒否することができる。また、販売申込馬又は上場馬に関して販売者の申告内容に虚偽その他の誤りがあることが判明した場合、開設者はその裁量により当該販売申込又は上場及び以後の販売申込を拒否することができる。この場合、開設者は受領済みの販売申込登録料を販売者に返還しない。
- 8 開設者が販売者から血統登録証明書の提出を受けた場合、開設者は、売買取引成立馬にあっては、売買代金及び保険料の全額決済後に血統登録証明書を購買者に引き渡し、また主取馬にあっては、当該せり市場終了後速やかにこれを販売者に返還するものとする。但し、本条第 5 項 (1) の①及び (2) において開設者が血統登録証明書の提出を猶予した場合、開設者は、販売者から血統登録証明書の提出を受けた後に、これを購買者に引き渡すこととする。
- 9 販売者は、本条第 1 項に従って販売申込をした 1 歳馬が上場馬として選定された場合には、開設者が別途指定するレポジトリ資料を指定期日までに開設者に提出するものとする。万一、かかるレポジトリ資料に不正があった場合には、販売者はそれにより生ずる一切の責任を負うものとする。
- 10 販売者は、開設者が別途指定する期日までに第 17 条に定める公表事項を書面又はオンラインの方法にて提出し、かつその後新たな公表事項が発生したときには速やかに（遅くとも当該上場馬のせり開始前に開設者が公表できる時間的余裕をもって）これを書面にて開設者に提出するものとする。また、リザーブ価格（販売者が予め定めた最低販売価格。但し消費税抜き。）についても、開設者が別途指定する期日までにこれをオンラインの方法にて開設者に提出するものとする。提出済みのリザーブ価格の変更については、これを増額する場合には当該上場馬のせり前日までに、減額する場合には当該上場馬のせり開始時刻までに新たな価格をオンラインの方法により（但し、かかる変更が市場開催初日の 2 日前以降に行われる場合は書面にて）開設者に提出することにより行うものとする。開設者は、かかるリザーブ価格を当該せり市場終了時まで保管する。
- 11 開設者は、次の各号のいずれかに該当する者からの販売申込があったときは、これを受け付けない。また、上場が決定した馬の販売者が各号のいずれかに該当することが判明した場合は、当該上場馬は欠場扱いとする。
 - (1) 破産者で復権を得ない者
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた者
 - (3) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (4) 法人である場合にあっては、その役員のうちに、また組合である場合にあっては、その組合員のうちに、前各号のいずれかに該当する者のあるもの
- 12 第 28 条 (1) に定める販売申込登録料は、販売申込馬の上場が決定した後、直ちに支払うものとする。

(販売申込馬の選定)

第 14 条 開設者は、販売申込のあった馬について、別表に定める選定基準により上場する馬を選定するものとする。

(販売申込の取り消し・上場欠場)

第 15 条 販売者は、開設者が別途指定する販売申込確定期日以降に販売申込を取り消す場合、又は上場が決定した馬を欠場させる場合は、速やかに当該馬の疾病、事故等、販売申込の取り消し又は上場欠場の理由を証する獣医診断書その他開設者が認める資料を付して開設者に届出るものとする。かかる届出手続を怠った販売者は、当該馬につき上場が決定したか否かにかかわらず、開設者に対し第 28 条に定める欠場違約金を支払うものとする。また、開設者は、かかる届出手続を怠った販売者につき翌年の販売申込を受け付けない。

2 開設者は前項の届出があったときは、せり当日せり名簿に記載した当該馬の番号を市場内の所定場所及び開設者のウェブサイト上に掲示して公表する。

(購買の申込)

第 16 条 購買を希望する者は、当該市場開催の 10 日前までに、開設者に住所、氏名（名称）などを申告するとともに第 27 条に規定する予納金を納付し又はスタンドバイ L/C を差入れ、購買者登録を受けなければならない。但し、開設者がその裁量に基づいて特に認めた者にあつては、予納金の納付及びスタンドバイ L/C の差入れを免除することができる。

2 前項の場合、購買を第三者に委任するときは、別に定める購買代理人委任状を開設者に提出しなければならない。併せて、かかる委任を受けた購買代理人は購買代理人登録申込書を開設者に提出して購買代理人登録を受けなければならない。

3 止むことを得ない理由により、第 1 項に定める期日までに前第 1 ないし 2 項の手続を完了できなかった者にあつては、市場開催当日のせり開始時刻より 30 分以上前に開設者が認める保証人を立てた上で、前第 1 ないし 2 項の手続を完了した場合には、登録が認められることがある。なお、開設者が特に認めた場合は、保証人を省くことができる。

4 開設者は、購買登録申込書の記載事項等を審査の上、購買者登録を行った場合には、購買者に対し購買者番号章（購買者番号シール）を交付する。但し、購買者登録の申込が第 11 条第 4 項に定めるオンラインによるせり参加の場合、開設者は、購買者番号章に代えて、購買者番号、ID 及びパスワードを記載した書面を購買者に交付する。

5 購買者は前項に定める購買者番号章（オンラインによるせり参加の場合は ID 及びパスワード）を厳格に管理しなければならない。購買者番号章又は ID 及びパスワードを用いて行われたせり上げ及びせり落とし等に係る全ての法的責任は当該購買者が負うものとする。

6 開設者は、次の各号のいずれかに該当する者からの購買の申込があったときは、これを受け付けない。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられた者
- (3) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (4) 法人である場合にあつては、その役員の中に、また組合である場合にあつては、その組合員の中に、前各号のいずれかに該当する者のあるもの

7 開設者は、前第 1 ないし 3 項及び第 6 項に従って審査するとともに、第 31 条各号の 1 への該当の有無を勘案の上、その判断により購買の申込を受け付けないことがある。

(取引開始前の公表)

第 17 条 取引開始前の公表事項は、せり名簿に記載された事項のほか、第 6 項に定める各事項とする。

2 販売者は、追加すべき事項がある場合及びせり名簿に記載されている事項について記載もれ、誤記などを発見した場合は、せり開始前までに開設者に書面にて、追加・訂正を求めなければならない。

3 開設者は、前項の申出があったときは、せり台においてこれを追加・訂正しなければならない。

- 4 販売者は、公表された事項について事実と相違する点があった場合は、販売者の責任においてその一切を処理するものとする。
- 5 1歳市場上場馬のうち血統登録証明書が交付されていない馬については、上場前にその旨公表するものとする。
- 6 販売者から書面又はオンラインの方法にて届出のあった以下各事項は、上場馬ごとに市場内の所定場所及び開設者のウェブサイト上に掲示してこれを公表するとともに、せり人（鑑定人）が取引開始前にその概要を読み上げるものとする。
 - (1) 悪癖（さく癖、旋回癖、熊癖）
 - (2) 目の異常（白内障、黒内障、緑内障）、月盲
 - (3) 上気道疾患に対する外科手術歴
 - (4) 開腹手術歴
 - (5) 骨折に起因する外科手術歴
 - (6) 関節内骨関節疾患に対する外科手術歴
 - (7) 腱及び靱帯（支持靱帯）の切断もしくは切除手術歴
 - (8) 去勢

（せり落とし人の決定、売買契約の成立及び危険負担）

- 第 18 条 せり人（鑑定人）は、最高せり上げ価格を少なくとも三度呼びあげ、他にこれをこえる価格にせり上げる者がいないときは、槌を下ろし、最高価格を提示した者につき、直ちにその購買者番号及びせり落とし価格を呼びあげる。但し、最高価格がリザーブ価格に達しない場合は、かかる者はせり落とし人とはならない。
- 2 前項の方法により、せり人（鑑定人）はリザーブ価格以上の最高価格の提示者をもってせり落とし人と決定し、その時点をもって販売者とせり落とし人との間に売買契約が成立する。
 - 3 せり落とし人が決定したのちは、何人も異議を申し立てることはできない。
 - 4 せり落とし人が決定したときは、せり落とし人は、直ちに所定の売買確認書に署名するものとする。但し、せり落としが第 11 条第 4 項に定めるオンラインせりによる場合、かかるせり落とし人は、売買確認書への署名に代えて、オンラインせりサイト上の売買確認画面において売買契約成立の確認を行うものとする。
 - 5 せり落とし人と販売者は、かかる売買をさらに確認するため、別途所定の売買契約書に調印しなければならない。
 - 6 せり落とされた馬に関する危険負担は、せり落とし人決定（売買契約成立）の時点をもって、すべて販売者からせり落とし人（購買者）に移転する。

（せり落とし人の決定に係る紛争の処理）

- 第 19 条 せり落とし人の決定に係る紛争が生じた場合、紛争当事者はせり人（鑑定人）の裁定に従わなければならない。
- 2 せり人（鑑定人）が紛争対象馬のせりの再開を裁定した場合、紛争当事者のみが再開したせりに参加できる。但し、せり価格が紛争発生時点の価格を下回った場合は、すべての購買者が参加できるものとし、せり人（鑑定人）はこの旨宣言しなければならない。

（代金の決済及び所有権の移転）

- 第 20 条 購買者は、当該せり市場最終日の翌日より 10 日以内にせり落とし価格に消費税を上乗せした金額（以下「売買代金」という。）を開設者名義の指定銀行口座宛に振込の方法によって支払うものとする。但し、当歳馬の代金決済については、当該せり市場最終日の翌日より 10 日以内に売買代金の 50% を支払い、残りの 50% については翌年の 3 月末日までに支払うとの決済方法によることができる。なお、売買代金の決済は、日本国通貨（円）によるものとし、振込手数料は購買者の負担とする。
- 2 第 28 条 (2) に定める売買手数料は、販売者が負担するものとし、開設者は購買者から受領した売買代金からかかる手数料を控除して徴収し、その残額を販売者に支払う。

3 購買者が支払期日における売買代金の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日より完済の日まで、年率 20%の割合による遅延損害金を支払うものとする。なお、遅延損害金は、市場開設者名義の口座宛振込の方法によって支払うものとする。

4 せり落とされた馬の所有権は、売買代金及び第 28 条（4）に定める保険料のうち購買者負担部分が完済された時点をもって販売者から購買者に移転するものとする。

（馬の引渡）

第 21 条 馬の引渡は、売買代金及び第 28 条（4）に定める保険料のうち購買者負担部分の完済後に販売者と購買者が協議して決めた日時及び場所にて行うものとする。

2 馬の引渡前の飼養管理料は、当歳馬については、当該せり市場開催の翌年 3 月 31 日までは無償とし、また 1 歳馬については、当該せり市場最終日の翌日から起算して 10 日目までは無償とする。但し、馬の医療費などの特別費用については上記にかかわらず常に購買者の負担とする。販売者（又は販売者から委託を受けた牧場等）が、当歳馬及び 1 歳馬に関する上記各期日後も引き続き当該馬の飼養管理を継続する場合には、かかる各期日の翌日から当該馬の現実の引渡日までの期間における飼養管理は、これを有償とする。販売者と購買者は、上記各期日までに、かかる飼養管理に関する契約書を締結するものとする。

3 販売者は馬の引渡を行うまでの間、当該馬の管理につき自己のものにおけるのと同じの注意義務を負うものとする。

4 販売者は、馬の引渡を行うまでの間に、自らの費用負担にて個体識別のために国際標準化機構（ISO）が定める規格のマイクロチップの埋め込みを完了するものとする。馬の引渡後において埋め込みが確認できなかった場合は、販売者の責任において一切を処理するものとする。

（契約の解除）

第 22 条 購買者又は販売者が、本規程又は個別の売買契約に違反したときは、法令又は当該契約に定めるところにより契約を解除することができる。

2 購買者が、せり落とした馬について第 17 条に基づいて公表されなかった同条第 6 項に定める事項を発見し、当該取引終了の翌日から 10 日以内に、獣医診断書等を付した書面をもって開設者に届け出たときは、その売買に係る契約を解除することができる。

3 第 17 条第 6 項に定める事項以外の瑕疵の場合、又は前項に定める届け出が前項に定める期間内に行われなかった場合は、購買者は、せり落とした馬の瑕疵等に関し何らの異議も申し立てることはできない。

（取引終了後の公表）

第 23 条 取引終了後の公表は、その翌日までに、次に掲げる事項を市場内の所定場所及び開設者のウェブサイト上に掲示して行う。

（1）馬の性別、年齢別上場頭数

（2）馬の性別、年齢別及び取引成立頭数

（3）前項の区分による馬の最高、最低及び平均取引価格

第 3 章 市場業務執行係員及び取引関係人

（市場業務執行係員）

第 24 条 この市場は、開設者がその業務を執行する。せり人（鑑定人）、獣医師、市場係員は、開設者の職員及び開設者が指定又は依頼した者とする。

（せり人（鑑定人）の禁止行為）

第 25 条 せり人（鑑定人）は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1）販売者又は購買者と通謀して正常な取引を阻害し、又はこれらの者をして談合、その他の不正な行為をさせること。

（2）その職務に関して、販売者又は購買者から金品その他の利益を受けること。

（3）売買の当事者となること。

- (4) 故意にせり落とさせないこと。
- (5) 一般に通用しない符丁その他の方法で価格を呼びあげること。
- (6) リザーブ価格書に記載されたりザーブ価格を他にもらすこと。

(仲立業の営業禁止)

第 26 条 この市場において仲立業の営業はこれを認めない。

第 4 章 予納金及び徴収料金

(予納金)

第 27 条 第 16 条第 1 項に定める予納金の額は、①購買者の購買予定頭数及び購買予定単価から算出される購買予定額の 50%相当額、又は②最低予納金額としての 2,000 万円のうち、いずれか高い金額とする。また、その予納金の納付は、購買者登録前に、日本円で開設者指定口座に振り込むか、又は開設者が認める金融機関が発行する円建てスタンドバイ L/C（予納金を額面金額とする。）を開設者に差入れるかのいずれかの方法によるものとする。なお、納付された予納金は無利息とする。

2 予納金を納付し又はスタンドバイ L/C を差入れた購買者は、原則として予納金又はスタンドバイ L/C の額面金額の倍額に至るまでせり売りに参加することができる。

3 銀行振り込みによる予納金の場合は、当該せり市場最終日の翌日に売買代金の全部又は一部に充当されるものとし、スタンドバイ L/C の差入れによる場合は、第 20 条第 1 項に定める期日までに売買代金の決済を行わなかった場合にその実行金額が売買代金の全部又は一部に充当されるものとする。また、第 29 条第 1 項に定める違約金が発生した場合においても、予納金又はスタンドバイ L/C の実行金額は違約金の全部もしくは一部として充当される。但し、購買者が複数の馬をせり落とした場合には、予納金又はスタンドバイ L/C の実行金額は、それぞれのせり落とし価格に応じ売買代金又は違約金に按分充当されるものとする。

4 購買者が、当該せり市場において自己がせり落としたすべての馬に係る売買代金又は違約金の支払い（充当を含む。）を完了した後、なお予納金に残余が生じた場合は、開設者から購買者に対して遅滞なく返還されるものとする。

(徴収料金)

第 28 条 徴収料金の種類及び金額は次のとおりとする。

- (1) 販 売 申 込 登 録 料 一般社団法人日本競走馬協会の会員である販売者にあつては馬 1 頭につき 50,000 円に消費税を上乗せした金額。
会員以外販売者にあつては馬 1 頭につき 100,000 円に消費税を上乗せした金額。
この登録料はいかなる理由があつても返還しない。
- (2) 売 買 手 数 料 販売者の負担とする（売買代金より差引徴収）。
当歳馬：せり落とし価格の 100 分の 4 に消費税を上乗せした金額
1 歳馬：せり落とし価格の 100 分の 5 に消費税を上乗せした金額
- (3) 主 取 手 数 料 主取馬（最高のせり価格がリザーブ価格に達せず売買が成立しなかった上場馬）の販売者の負担とする。
当歳馬：リザーブ価格の 100 分の 1.5
1 歳馬：リザーブ価格の 100 分の 2.5
但し、上記にかかわらず、主取手数料は下記各金額をもってその最低額とする。
当歳馬：60,000 円
1 歳馬：100,000 円

- (4) せり市場総合保険料 当歳馬については販売者 6 割、購買者 4 割の割合で負担し、1 歳馬については販売者と購買者の折半による負担とする。
- (5) 欠 場 違 約 金 馬 1 頭につき、1,000,000 円。但し、販売申込手続をした馬が疾病、事故等で止むを得ず欠場せざるを得なくなったときであって、速やかに獣医診断書を付して開設者に届けられた場合はこれを課さない。

第 5 章 雑 則

(契約違反の場合の措置)

第 29 条 購買者がその馬に係る売買契約に違反し、同契約が解除された場合は、違約金として売買代金の 100 分の 50 に相当する金額を開設者に納付しなければならない。但し、当歳馬については、開設者はすでに受領済みの売買代金の 50% 相当額をもって上記違約金に充当することができる。

2 徴収した違約金は、当該馬の販売者に支払う。

(落札馬の保険加入)

第 30 条 落札された当歳馬については、開設者が、販売者 6 割、購買者 4 割の割合による保険料の負担をもって、せり市場総合保険に加入するものとし、売買代金全額をその保険加入額とする。

2 落札された 1 歳馬については、開設者が販売者及び購買者による保険料の折半負担をもってせり市場総合保険に加入するものとし、売買代金全額をその保険加入額とする。

3 保険料については、購買者負担部分にあっては、売買代金の支払期日（当歳馬においては初回の売買代金支払期日）において購買者が売買代金に付加して支払うものとし、販売者負担部分にあっては開設者が販売者に対して売買代金を支払う際に控除することによって決済する。

4 当歳馬、1 歳馬のいずれかにかかわらず、保険事故（死亡又は競走能力喪失）発生の場合の保険金は、まず開設者が受領した上で、これを当該馬の所有者に支払う。その時点において購買者がすでに売買代金の全部又は一部を支払済みである場合には開設者において適宜その精算を行う。

(家畜市場内における秩序の維持に関する事項)

第 31 条 開設者は、次の各号の 1 に該当する者に対し、入場を禁じ又は退場を命ずることがある。

- (1) この業務規程に違反した者
- (2) 市場内の馬について虚偽の風説を流布した者
- (3) 市場の業務を妨害し、又は秩序を乱した者、もしくはそのおそれのある者
- (4) 故意に市場の施設を毀損し、又は馬に危害を加えた者、もしくはそのおそれのある者
- (5) 市場係員の指示に従わない者

(管轄裁判所)

第 32 条 市場における取引に係る紛争が生じたときは、札幌地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

(施行期日)

第 33 条 この業務規程は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この業務規程の改正は、令和 7 年 3 月 7 日から施行する。

〈別表〉

家畜市場上場選定基準

本協会が開催するセレクトセールに上場する馬（サラブレッド当歳馬、1歳馬）の選定については、下記により取り扱うこととする。

1. 家畜市場上場選定委員会

- (1) 家畜市場上場選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、理事会の承認を得て会長が委嘱する委員により構成する。
- (2) 選定委員会の委員は、8名以上11名以内で構成し、うち2名は学識経験を有する者のうちから会長が委嘱する。
- (3) 選定委員会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開き及び議決をすることができない。

2. 上場馬の選定方法

選定委員会は、販売申込のあった馬の血統について、別紙上場馬の選定基準（以下「選定基準」という。）に基づき、下記手順による選定を行い、併せて、販売申込馬の配合種牡馬を勘案の上、同委員会が、上場可能頭数の範囲内で、上位に選考された馬を当セレクトセールの上場馬として選定する。

記

- ① 販売申込のあった馬の母馬及びその近親の競走成績については、選定基準に基づき評価することとし、母馬及びその近親に重要度の高いレースの勝馬が多いものを上位とする。
 - ② 配合種牡馬の評価については、直近の種牡馬順位表（日本中央競馬会資料）及び選定基準に基づき、その産駒の競走成績から種牡馬としての優先順位を判断する。なお、新種牡馬の評価は、本馬の血統、競走成績、種牡馬としての将来性、期待度等を勘案し、選定委員会で別途判断する。
 - ③ 選定に当たっては、血統評価を視覚的に容易にするため、選定基準に基づき作成した「ブラックタイプ」を活用することができるものとする。
- (注)「ブラックタイプ」とは、当セレクトセールで上場馬のせり名簿に採用している血統の表示方式で、母馬の牝系図に、選定基準に基づき、国内外の主要レース勝馬及び入着馬を記載したものである。

3. その他

- (1) 選定委員会は、選定に係る順位付けの結果、上場馬が特定の者の所有馬に偏るなど、家畜市場としての公益性を損ねると判断した場合は、選定基準に基づく優先順位にかかわらず、販売者の了解を得て、特定の馬を選定外とすることができる。
- (2) 販売申込馬の選定結果については、選定委員会又は協会が販売者に対してこれを通知する。

(別紙)

上場馬の選定基準

下記のローマ数字Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、そのレースの重要度に応じて段階的に表示したものであり、Ⅰを最重要レースとし、Ⅱは、Ⅰに準ずる重要レース、Ⅲは、Ⅱに準ずる重要レースと位置づける。

Ⅰ. 中央競馬：重賞競走及びリステッド競走（国際せり名簿基準書 International Cataloguing Standards Book に掲載されたオープン特別競走。以下同じ）の勝馬

地方競馬：ダートグレード（以下 DG という。）競走の勝馬。DG 競走導入（1997 年 4 月）以前の南関東重賞、東海三大競走（東海ダービー、東海菊花賞、東海桜花賞。以下同じ）及びその他の主要競走（1 着賞金 3,000 万円以上）の勝馬

海外競馬：国際 G1・G2・G3 及び加ローカル G レース（G 制度導入以前のこれらに準ずる競走も含む。以下同じ）の勝馬。パートⅠのリステッドレース（国際せり名簿基準書掲載レース。以下同じ）及びそれに準ずる北米ステークスの勝馬

Ⅱ. 中央競馬：リステッド競走以外のオープン特別競走（1984 年以降の平地競走。以下同じ）の勝馬。重賞競走及びリステッド競走の 2・3 着馬

地方競馬：DG 競走の 2・3 着馬。上記以外の主要競走（1 着賞金 1,000 万円以上）の勝馬

海外競馬：国際 G1・G2・G3 及び加ローカル G レースの 2～4 着馬。パートⅠのリステッドレース及びそれに準ずる北米ステークスの 2・3 着馬

Ⅲ. 中央競馬：条件特別競走（平地）の勝馬。リステッド競走以外のオープン特別競走の 2・3 着馬。重賞競走の 4・5 着馬。平地 4 勝以上の馬。障害 3 勝以上の馬

地方競馬：DG 競走 4・5 着馬。DG 競走導入以前の南関東重賞、東海三大競走及びその他の主要競走（1 着賞金 3,000 万円以上）の 2・3 着馬。前出以外の重賞競走の勝馬

海外競馬：パートⅡ・Ⅲのリステッドレースの勝馬。その他の主要競走（平地）の勝馬

Ⅳ. 上記Ⅰ～Ⅲ以外の馬